

事務所便り 4月号

令和3年4月20日

いつもお世話になっております。
花便りが各地から聞こえてくる季節となりました。
新しい生活が実り多きものになりますよう
お祈りいたしております。



マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に:令和3年3月～

◆マイナンバーカードが健康保険証に？

令和3年3月から、医療機関・薬局においてマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されました。

既に、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みが、令和2年8月から始まっていることをご存じでしょうか？

◆健康保険証として利用するためには

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に利用の申込みが必要です。具体的には、マイナンバーカードを準備した上で、下記(1)～(3)のいずれかの手続が必要となります。

(1)スマートフォンでの申込み

マイナンバーカード読み取り可能な機種で「マイナポータルAP」をインストールして「健康保険証利用申込」から申し込みます。

(2)パソコンでの申込み

パソコンとマイナンバーカード読み込みカードリーダーを用意して、「マイナポータル」トップページの「健康保険証利用の申込」から申し込みます。

(3)マイナポータル端末での申込み

自治体に設置されたマイナポータル端末から「マイナポータル」サイトにアクセスして申し込みます。

◆マイナンバーカードで何が変わる？

医療機関・薬局の受付に設置された顔認証付きカードリーダーで、本人確認と保険資格の確認が行われます。

高額医療費制度を利用する場合、「限度額適用認定証」の申請が不要となり、窓口での限度額を超える医療費の一時払いも不要となります。また、転職や結婚による新しい健康保険証の発行前でも受診可能になります。

さらに、確定申告の医療費控除も e-Tax との連携で簡便になります。

◆令和5年3月までには全ての医療機関で

マイナンバーカードを健康保険証として使うには、医療機関・薬局での顔認証付きカードリーダーの設置が前提ですが、令和5年3月までには概ね全ての医療機関・薬局で利用できるようになる見通しです。

健康保険証は将来的には廃止が検討されていますが、当面発行されます。



新事業転換への応援施策～事業再構築補助金の勧め～

◆ポストコロナ時代の社会への対応支援

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

◆要件

- 1.申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 2.事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 3.補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

◆補助金額（中小企業の場合）

- ・通常枠 補助額 100万円～6,000万円
補助率 2/3
- ・卒業枠※ 補助額 6,000万円超～1億円
補助率 2/3

※卒業枠については、400社限定。

事業計画期間内に、

- (1)組織再編、
- (2)新規設備投資、
- (3)グローバル展開

のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

◆どんな取組が対象となるのか

航空機部品製造がロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げ、あるいは伝統工芸品製造がECサイトでの販売に転換。喫茶店経営が飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。衣料販売業が衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービスに転換…などが考えられます。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

田坂税理士事務所

<http://www.tasaka-tax.com/>

～人生の役に立たない雑学 vol.96～

